

入札説明書

【電子入札システム対応】

令和 8 年度国立研究開発法人国立環境研究所 大口ガス供給契約

令和 7 年 12 月

国立研究開発法人国立環境研究所

当研究所の一般競争に係る入札公告（令和7年12月5日付）に基づく入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書による。

1. 契約者

国立研究開発法人国立環境研究所
理事長 木本 昌秀

2. 調達内容

(1) 調達件名及び数量

【電子入札システム対応】令和8年度国立研究開発法人国立環境研究所 大口ガス供給契約

予定最大時間流量 596 m³/h 予定年間ガス使用量 1,921,963 m³

(2) 調達件名の特質等 別添仕様書による

(3) 使 用 期 間 令和8年4月1日から令和9年3月31日

(4) 需 要 場 所 茨城県つくば市小野川16-2 国立研究開発法人国立環境研究所

(5) 入 札 方 法

上記2. (1)の件名に対し入札に付する。入札金額は各社において設定する契約単価（m³単価、同一月においては単一のものとする。）及び使用ガス量に対する単価（m³単価、同一月においては単一のものとする。）とし、仕様書で提示する契約ガス及び予定使用ガス量の対価を入札金額とすること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に課税対象金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から課税額を除いた金額を記載した入札書を提出すること。

※)「同一月においては単一のもの」とは、同一月内においては単価が一定であることの意であり、供給される時間帯によって異なる単価を設定することを妨げるものではない。

3. 競争参加資格

- (1) 令和7・8・9年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）の「物品の販売」において、「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている者であること。
- (2) 国立研究開発法人国立環境研究所契約事務取扱細則第5条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために同意を得ている者については、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 国立研究開発法人国立環境研究所契約事務取扱細則第6条の規定に該当しない者であること。
- (4) ガス事業法第3条の規定に基づきガス小売事業者として登録を受けている者又は同法第35条の規定に基づき一般ガス導管事業者としての許可を受けている者であること。
- (5) 契約者等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 入札説明書において示す暴力団排除等に関する誓約事項に誓約できるものであること。

4. 電子入札システムの利用

本件調達は電子入札システムで行うため、同システムの電子認証（代表者又はその委任を受けた者のICカードに限る。）を取得していること。

・ <https://www.ebs-cloud.fwd.ne.jp/CALS/Acceptor/index.jsp?name1=06A0064006A00600>

なお、同システムによりがたい者は、紙入札方式によることができる。ただし、紙入札方式参加届（別紙1）を6. に示す提案書等と併せて提出すること。

5. 入札説明書等に対する質問

(1) 入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（指定様式（※））により提出すること。

①受領期間：令和7年12月5日から令和7年12月19日17時まで。

②提出場所：〒305-8506 茨城県つくば市小野川16-2

国立研究開発法人国立環境研究所 総務部会計課契約第一係 小林

電話 029-850-2321

③提出方法：電子メールによるデータ（指定様式（※））の送付とする（データ送付先 chotatsu@nies.go.jp）。なお、メールの件名を【質問の提出（令和8年度国立研究開発法人国立環境研究所 大口ガス供給契約）（担当：小林）】とすること。

※当研究所HPに掲載（本公告掲載先と同一ページ）。

(2) (1)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

①期間：令和8年1月5日10時00分から

令和8年1月28日14時00分まで

②閲覧場所：電子入札システム及び当研究所HP上

(3) (1)の質問がない場合、(2)については行わないものとする。

6. 提案書等の提出

(1) 提案書及び参考見積書の提出方法等

① 入札者は仕様書に係る提案書等を以下により作成し、期限までに持参又は郵送（書留郵便に限り受領期間必着とする。）により提出するものとする。また、電子入札システム（同システムにより入札する者に限る。）若しくは電子メール（データ送付先：chotatsu@nies.go.jp）による電子データ（ワード又はエクセルで作成したもの）の提出も可とする。なお、メールの件名を【提案書の提出（令和8年度国立研究開発法人国立環境研究所 大口ガス供給契約）（担当：小林）】とすること。

② 提案書の構成

ア. ガス事業法第3条の規定に基づきガス小売事業者として登録を受けている者又は同法第35条の規定に基づき一般ガス導管事業者として許可を受けている者であることを証明する書類の写し

イ. 会社履歴書又はこれに類する書類

③ 参考見積書の構成

ア. 本入札説明書2. (1)の業務に要する費用の参考見積書及び参考見積書内訳書を次に従い提出すること。なお、参考見積書内訳書は可能な限り詳細に記載するものとし、内訳書の全ての単価（単価を示すことができないものについては、その価格）について、その単価を証明する書類を添付すること。

注1)内訳書における単価は税込単価であっても構わないが、税込単価とした場合には、その旨分かるように付記するとともに、内訳書において金額の下に「金額（税込）○○円×100/110=○○円」等との計算式を追加で記載し、参考見積書には当該計算結果で得た額を記載すること。

④ 提出部数はそれぞれ1部とする。

(2) 提案書等の受領期限

令和8年1月13日17時00分（厳守）

（郵送による場合には、受領期限までに必着のこと。）

(3) (1)のとおり提出された提案書等による本競争参加の可否については、次の期間までに連絡をする。

① 期 間：令和8年1月20日17時00分

7. 入札及び開札の日時及び場所等

(1) 入札書等の提出場所及び問い合わせ先

本入札説明書5. (1) ②に示すとおり

(2) 入札書の受領期限

令和8年1月27日17時00分（厳守）

（郵送による場合には、受領期限までに必着のこと。）

(3) 開札の日時及び場所

令和8年1月28日14時00分

国立研究開発法人国立環境研究所 研究本館II 1階 第1会議室

8. 入札及び開札

(1) 電子入札の場合

①⑥. (2) の日時までに、電子入札システムの証明書等提出画面において、3. (1) の競争参加資格を有することを証明する書類を提出すること。

②⑦. (2) の日時までに、同システムに定める手続に従って入札を行うこと。通信状況によっては当該期限内に入札情報が到着しない場合があるので、時間的余裕を持って行うこと。

③入札金額は、各社において設定する契約単価（m³単価、同一月においては単一のものとする。）及び使用ガス量に対する単価（m³単価、同一月においては単一のものとする。）とし、仕様書で提示する契約ガス及び予定使用ガス量の対価を入札金額とする。なお、別添入札金額内訳書をあわせて提出すること。

④落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に課税対象金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約金額から課税額を除いた金額を入力するものとする。

⑤同システムにより入札した場合には、本入札説明書において示す暴力団排除等に関する誓約事項に誓約したものとして取り扱うこととする。

⑥入札者又は代理人等は、開札時刻に同システムの端末の前で待機しなければならない。

⑦事由のいかんにかかわらず入札の引換え、変更又は取消しを行うことができない。

⑧入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめがある。

(2) 紙入札の場合

①入札書（別紙2）には、入札参加者の住所、氏名を記入し、金額の記入はアラビア数字を用いて鮮明に記載すること。また、郵送による提出の際は入札書に入札回数（第〇回）を記載すること。

②入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。

③入札金額は各社において設定する契約単価（m³単価、同一月においては単一のものとする。）及び使用ガス量に対する単価（m³単価、同一月においては単一のものとする。）とし、仕様書で提示する契約ガス及び予定使用ガス量の対価を入札金額とする。なお、別添入札金額内訳書をあわせて提出すること。

④落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に課税対象金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てるものとする。）を

もって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず見積もった金額から課税額を除いた金額を入札書に記載するものとする。

- ⑤入札書及び入札金額内訳書は、別紙の書式により作成し、入札参加者の商号又は名称、入札件名及び開札日時を記載し、封かんの上で持参又は郵送により提出するものとする。
- ⑥新型コロナウイルスによる感染症（C O V I D – 1 9）の感染拡大防止のため、当面の間郵送による入札書の提出は3通まで認めることとする。郵便（書留郵便に限る）による場合は、二重封筒とし、入札書を中封筒に入れ封かんのうえ、表封筒に「令和8年1月28日開札（令和8年度国立研究開発法人国立環境研究所 大口ガス供給契約）の入札書在中（第〇回）」の旨を記載し、中封筒の封皮には、直接提出する場合と同様に氏名等を記載し、次に従い受領期限までに確実に到着するように送付すること。
- 提出期限：7. (2) に示すとおり
- 提出場所：5. (1) ②に示すとおり
- ⑦入札参加者は、入札書を提出する際には、本入札説明書3. (1) の競争参加資格を有することを証明する書類を提出すること。
- ⑧入札参加者は、代理人又は復代理人（以下「代理人等」という。）をして入札させる際は、その委任状（別紙3、4）を持参させなければならない。
- ⑨入札参加者又はその代理人等は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。
- ⑩開札は、入札参加者の面前で行う。ただし、入札参加者又はその代理人等が開札場所に出席しない際は、入札執行事務に關係のない職員を立会させて開札する。この場合、異議の申し立てはできない。
- ⑪入札参加者又はその代理人等は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ⑫提出済の入札書は、その事由の如何に問わらず引換え、変更又は取消しを行うことができない。
- ⑬入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめがある。

9. 入札の無効

次の各号に該当するものは無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者の提出した入札書
- (2) 紙入札において、委任状を持参しない代理人等の提出した入札書
- (3) 紙入札において、記名を欠いた入札書
- (4) 紙入札において、入札金額の記載が不明確な入札書
- (5) 紙入札において、入札金額の記載を訂正した入札書
- (6) 紙入札において、誤字、脱字等により意志表示が不明瞭である入札書
- (7) 明らかに連合によると認められる入札書
- (8) 同一事項の紙入札について他の競争参加者の代理人等を兼ねた者の入札書
- (9) 同一入札執行回について、入札参加者又はその代理人等が複数の入札書を提出した場合
- (10) 本入札説明書6. (3) による契約者からの了承を得ることのできなかった者が提出した入札書
- (11) 別紙2の入札書及び入札金額内訳書の金額に計算誤りがある入札書
- (12) その他の入札に関する条件に違反した場合

10. 落札の決定

本入札説明書3. の競争参加資格及び仕様書等の要求要件を全て満たし、当該入札書の入札価格が

国立研究開発法人国立環境研究所契約事務取扱細則第13条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

1.1. 再度入札

開札した場合において、入札参加者の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札が無いときは、直ちに再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は原則として2回を限度とする。

電子入札システムにおいては、開札の際、入札者又は代理人等が立ち会わざ又は電子入札システムの端末の前で待機しなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。再度入札の時刻については、当研究所から通知書を送信するので、システム内の通知は必ず確認すること。なお、入札方式が混在する場合、開札処理に時間を要すことから、予定時間を大幅に超える場合がある。

1.2. 同価格の入札が2人以上ある場合の落札者の決定

落札者となるべき者が二人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじにより落札者を決定する。電子入札システムにより入札を行う場合は、入札時に任意の3桁の数字を入力すること。紙入札による場合は、入札書（別紙2）の記載欄に任意の3桁の数字を記載すること。なお、入力された数字は乱数処理により変換された数字により落札者を決定するため、指定した数字が直接判定に用いられるものではない。当該入札者のうち数字の指定を行わない者があるときは、職員が任意の数字を入力し、落札者を決定するものとする。

1.3. 契約書の提出

- (1) 契約書を作成する場合においては、落札者は、契約担当者等から交付された契約書の案（別紙5）に記名押印し、速やかにこれを契約担当者等に提出しなければならない。
- (2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による。
- (3) 契約担当者等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

1.4. 契約者の氏名

国立研究開発法人国立環境研究所 理事長 木本 昌秀

1.5. 契約情報の公表について

① 入札結果の公表

落札者が決定したときは、その入札結果（落札者を含めた入札者全員の商号又は名称及び入札価格）について、開札場において発表するとともに電子入札システムにおいて公表する予定である。

② 契約情報の公表

契約を締結したときは、後日当該契約情報を当法人のHPにおいて公表する。

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日閣議決定）」において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について、情報を公開する等の取組を進めることとされている。これに基づき、以下のとおり、当法人との関係に係る情報を当法人のHPで公表することとするので、所要の情報の当法人への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようお願いする。なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもって、同意されたものとみなすこととする。

1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ア. 当法人において役員を経験した者が再就職をしていること又は課長相当職以上の職を経験した者が役員、顧問等として再就職していること
 - イ. 当法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- 2) 公表する情報
- 上記に該当する契約先との契約（予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水料の支出に係る契約等は対象外）について、契約ごとに、物品・役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。
- ア. 前記②1)アに該当する再就職者の人数、職名及び当法人における最終職名
 - イ. 当法人との間の取引高
 - ウ. 総売上高又は事業収入に占める当法人との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
 - ・3分の1以上2分の1未満
 - ・2分の1以上3分の2未満
 - ・3分の2以上
 - エ. 一者応札又は一者応募である場合はその旨
- 3) 提供を求める情報
- ア. 契約締結時点における前記②1)アに該当する再就職者に係る情報（人数、職名及び当法人における最終職名）
 - イ. 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当法人との間の取引高
- 4) 公表の時期
- 契約締結日の翌日から起算して原則72日以内（4月中に締結した契約については原則93日以内）

1 6. 電子入札システムの操作及び障害発生時の問合せ先

電子入札システム ポータルサイトアドレス
: <https://www.nies.go.jp/osirase/chotatsu/kokoku/e-bidding/index.html>
ヘルプデスク 0570-021-777 (受付時間: 平日 9:00~12:00 及び 13:00~17:30)
Email:sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com

1 7. その他

- (1) 入札及び契約手続きに使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
免除
- (3) 入札心得
 - ① 入札者は、仕様書及び契約書（案）を熟読のうえ入札すること。
 - ② 入札者は、仕様書について疑義があるときは、当研究所関係職員に説明を求めることができる。
 - ③ 入札後、仕様書について不明等を理由として異議を申し立てることはできない。

(別紙1)

年 月 日

紙入札方式参加届

国立研究開発法人国立環境研究所理事長 殿

住 所
商号又は名称
代表者名

下記案件について、電子入札システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

件名： 令和8年度国立研究開発法人国立環境研究所 大口ガス供給契約

担当者等連絡先
部署名：
責任者名：
担当者名：
TEL：
FAX：
E-mail：

(別紙2)

入 札 書

入札金額 (別添入札金額内訳書①+②-③)

金 円

(当所が提示する契約ガス及び予定使用ガスに従って計算した総価)

電子くじに入力する数字 (任意の3桁) :

件名 令和8年度国立研究開発法人国立環境研究所 大口ガス供給契約

上記金額をもって、貴所入札説明書承諾の上、入札します。

御採用のうえは確実に履行いたします。

なお、入札説明書別紙6の暴力団排除等に関する誓約事項に誓約します。

年 月 日

住 所

商号又は名称

役職・氏名

国立研究開発法人国立環境研究所理事長 殿

担当者等連絡先

部署名 :

責任者名 :

担当者名 :

T E L :

F A X :

E-mail :

(入札金額内訳書)

①契約単価に対する対価(基本料金)

令和8年4月 ～令和9年3月	@	円 × 12 月 =	円 ①
-------------------	---	------------	-----

②使用ガス量に対する対価

単価	4月～3月	@	円 × 1,921,963 m ³ =	円 ②
----	-------	---	--------------------------------	-----

③割引内容

1. ○○割引	○月の△時～△時の 使用量に対して定額	@	円 × m ³ × 月 =	円
2. △△割引	□□□□の使用量に に対して定率	@	円 × m ³ × 月 =	円
小計			=	円 ③

(入札金額) ① 円+② 円-③ 円= 円

(留意事項)

- ・本入札金額内訳書は、入札書と同封して提出すること。
- ・①～③の各欄における入札内訳の計算時において、円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てること。
- ・本内訳書及び入札書において計算誤りがある入札については、本入札説明書9(11)に基づき無効とされるので留意のこと。
- ・②について各月ごとに単価が異なる場合は、入札金額内訳書に適宜行を追加する又は別紙を作成してかまわない。
- ・③割引内容には対象となる割引名、割引の具体的な内容を明記し算出すること。なお、割引内容上、上記の計算式を用いることができない場合には、適宜修正しても構わない。
- ・①契約単価に対する対価(基本料金)を設定しない場合は0円と記入すること。

記入例

(参考)

入札書

入札金額（別添入札金額内訳書①+②-③）

金 円

(当所が提示する契約ガス及び予定使用ガスに従って計算した総価)

電子くじに入力する数字（任意の3桁） :

上記金額をもって、貴所入札説明書承諾の上、入札します。

御採用のうえは確実に履行いたします。

なお、入札説明書別紙6の暴力団排除等に関する誓約事項に誓約します。

年 月 日

住 所 ○○○○○○○○○○○○

商号又は名称 ◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

役職・氏名 代表 ※ ※ または

(復) 代理人 ☆ ☆

※ 代理人又は復代理人が入札の際は記名すること

國立研究開發法人國立環境研究所理事長 殿

担当者等連絡先

部署名 :

責任者名：

相当者名：

TEL

FAX .

E-mail : .

(別紙3)

年 月 日

委 任 状

国立研究開発法人国立環境研究所理事長 殿

委任者：住 所
商号又は名称
代表者名

今般、私は、を代理人と定め、令和7年12月5日付公示された国立研究開発法人国立環境研究所の「令和8年度国立研究開発法人国立環境研究所 大口ガス供給契約」に関し、下記の権限を委任いたします。

受任者：住 所
商号又は名称
役職・氏名

記

1. 本入札に係る一切の権限
2. 1. の事項に係る復代理人を選任すること

担当者等連絡先

部署名：

責任者名：

担当者名：

TEL：

FAX：

E-mail：

(別紙4)

年 月 日

委 任 状

国立研究開発法人国立環境研究所理事長 殿

委任者：住 所
商号又は名称
代表者名

今般、私は、を復代理人と定め、令和7年12月5日付公示された国立研究開発法人国立環境研究所の「令和8年度国立研究開発法人国立環境研究所 大口ガス供給契約」に関し、下記の権限を委任いたします。

受任者：住 所
商号又は名称
役職・氏名

記

1. 本入札に係る一切の権限

担当者等連絡先
部署名：
責任者名：
担当者名：
TEL：
FAX：
E-mail：

※本契約書様式は、(案)として示したものであり、落札者において既存の様式が存在する場合等においては、本契約書案の条項との整合性等を勘案し、甲乙協議の上で別途決定することを妨げるものではない。

契 約 書(案)

国立研究開発法人国立環境研究所 理事長 木本 昌秀(以下「甲」という。)は、
(以下「乙」という。)と国立研究開発法人国立環境研究所で使用するガスの需給について、次の条項により契約を締結する。

記

(信義誠実の原則)

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実にこの契約を履行するものとする。

(契約の目的)

第2条 乙は、別添仕様書に基づき、国立研究開発法人国立環境研究所で使用するガスを需要に応じて供給し、甲は乙にその対価を支払うものとする。

(契約金額)

第3条 契約金額は次のとおりとする

(基本料金)

(従量料金)

(契約保証金)

第4条 契約保証金は、免除する。

(需要場所及び期間)

第5条 乙がガスを供給する場所及び期間は、次のとおりとする。

場 所	茨城県つくば市小野川16-2
	国立研究開発法人国立環境研究所
期 間	令和8年4月1日 から
	令和9年3月31日 まで

(使用ガス量の増減)

第6条 甲の使用ガス量は、予定使用ガス量を上回り、又は下回ることができるものとする。

(計量及び検査)

第7条 乙は毎月初日（以下「計量日」という。）に使用ガス量を算定の上、甲に報告し、その検査を受けなければならない。

(料金の算定)

第8条 料金の算定は、毎月初日から末日までの月を単位とした使用ガス量によるものとする。

(契約金額の支払)

第9条 甲は、第7条に定める検査に合格した後、乙から適法な請求書を受理した日から30日以内に契約金を支払うものとする。

(遅滞料)

第10条 遅滞料は、その期限の翌日から起算して、遅滞日数に応じその未納付分に相当する金額に対し、民法（明治29年法律第89号）第404条で定める法定利率で計算した額とする。

(再委託等の禁止)

第11条 乙は、業務の処理を第三者（再委託等先が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）に委託し又は請け負わせてはならない。但し、再委託等承認申請書（別紙）を甲に提出し、甲の承認を得たときは、この限りではない。

(権利義務の譲渡等)

第12条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を、甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

(秘密の保持)

第13条 甲及び乙は、この契約の履行に際し、知得した相手方の秘密を第三者に洩らし、又は利用してはならない。

(契約の解除等)

第 14 条 乙がこの契約条項に違反したとき、又は完全に契約を履行する見込みがないと認められるときは、甲は何時でもこの契約を解除することができる。この場合に甲は、解除の日の翌日から契約期間満了の日までの間の予定使用ガス量により、第3条の規定に基づいて算出した額の100分の10に相当する金額を違約金として乙に納付させることができる。

(損害賠償)

第 15 条 乙は、自己の責に帰すべき事由により甲に損害を与えたときは、甲の算定するところによりその損害を賠償しなければならない。

(紛争又は疑義の解決方法)

第 16 条 この契約について、甲乙間に紛争又は疑義を生じた場合には、必要に応じて甲乙協議のうえ解決するものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

年　　月　　日

甲　　茨城県つくば市小野川16-2
国立研究開発法人国立環境研究所
理事長 木本 昌秀

乙

(別紙)
再委託等承認申請書

年 月 日

国立研究開発法人国立環境研究所
理事長 木本 昌秀 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

本件業務の実施に当たり、下記により業務の一部を再委託等したく、本件契約書第 11 条の規定に基づき承認を求めます。

記

- 1 業務名 :
- 2 契約金額 : 円 (税込み)
- 3 再委託等を行う業務の範囲 :
- 4 再委託等を行う業務に係る経費 : 円 (税込み)
- 5 再委託等を必要とする理由 :
- 6 再委託等を行う相手方の商号又は名称及び住所 :
- 7 再委託等を行う相手方を選定した理由 :

以上

担当者等連絡先
部署名 :
責任者名 :
担当者名 :
TEL :
FAX :
E-mail :

暴力団排除等に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

また、国立研究開発法人国立環境研究所の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。））。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

（1）契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（2）契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて国立研究開発法人国立環境研究所の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の国立研究開発法人国立環境研究所へ報告を行います。

5. 貴所の規程類及び法令を遵守して不正、不適切な行為に関与せず、また、貴所の職員等から不正行為の依頼等があった場合には拒絶するとともに、その内容を貴所に通報し、さらに内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力します。

(参考) 国立研究開発法人国立環境研究所 規程・規則等

<https://www.nies.go.jp/kihon/kitei/>

(各種規程)

国立研究開発法人国立環境研究所契約事務取扱細則（抄）

第2章 一般競争契約

(一般競争に参加させることができない者)

第5条 契約責任者は、特別の事由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を会計規程第34条第1項の規程による一般競争に参加させることができない。

(一般競争に参加させないことができる者)

第6条 契約責任者は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後2年間一般競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行にあたり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (6) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他使用人として使用した者

2 契約責任者は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

(予定価格の作成)

第13条 契約責任者は、その競争入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定し、その予定価格を記載した書面を封書にし、開札の際これを開札場所に置かなければならない。

(参考) 紙入札に当たっての留意事項

1. 本調達に関する質問回答について

本調達に関する質問回答書は電子入札システムまたは当研究所HP上で閲覧可能である。

2. 入札書について

入札書については、応札者において適当部数コピーの上、記名し用意すること。

なお、代理人をもって入札する場合の記名は、必ず委任状で委任される者のものと同一とする。

3. 委任状について

1) 代理人が応札する場合には必ず委任状を提出すること。

2) 本社（代表者等）から直接委任を受ける場合には、代理人の委任状（別紙3）を、支社等を経由して委任を受ける場合には、支社長等への代理人の委任状（別紙3）と支社長等から復代理人への委任状（別紙4）の両方を用意すること。

4. **資格決定通知書の写しを用意すること。**

5. **郵送による入札を行う場合においても、資格決定通知書の写し等必要書類を提出すること。**

仕様書

1. 件名 令和8年度国立研究開発法人国立環境研究所 大口ガス供給契約

2. 概要

- (1) 対象建物 国立研究開発法人国立環境研究所
(2) 需要場所 茨城県つくば市小野川16-2

3. 仕様

- (1) ガスの種類 都市ガス13A
(2) 供給熱量 45 MJ/m³
(3) 供給圧力 中圧
(4) 対象メーター
型番 NP50 212707214
型番 NS50 242707204
型番 R1000ED 69637
型番 R100EDX 62454
型番 R100EDX 64130
なお、位置は別添図参照

4. 予定ガス使用量

- (1) 予定最大時間流量 596 m³/h
(2) 予定年間ガス使用量 1,921,963 m³
(3) 予定年間引取量
受注者の約款の規定に基づくが、上限は予定年間ガス使用量の90%とする。

(4) 予定月別使用量

(単位: m³)

年月	予定ガス使用量
令和8年 4月	147,716
令和8年 5月	140,149
令和8年 6月	118,021
令和8年 7月	112,529
令和8年 8月	110,856
令和8年 9月	113,836
令和8年 10月	136,084
令和8年 11月	161,212
令和8年 12月	203,241
令和9年 1月	269,049
令和9年 2月	216,078
令和9年 3月	193,192
計	1,921,963

5. 契約使用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

6. 保安

- (1) ガス消費機器の調査及び危険発生防止の安全周知については、契約事業者と協議する。
また、ガス工作物の保安責任はガス事業法に定めるところにより、一般ガス導管事業者が負うものとする。
- (2) 保安責任分界点は、ガス工作物の末端バルブの先から消費機器（末端バルブと消費機器を接続する接続具を含む）までの間とする。

7. 料金

- (1) 料金は、財務省が発表している貿易統計より算出した基準平均原料価格 57,250円/トンに基づいて算定するものとする。なお、石油石炭税等租税課金は LNG トン当たり 1,860円、LPG トン当たり 1,860円とする。
- (2) ガス料金は、ガス小売事業者等の原料費調整制度に準じ、調整を行うものとする。
なお、調整単位料金の算定方法（料金適用月および原料価格算定月の関係）については契約事業者と協議する。

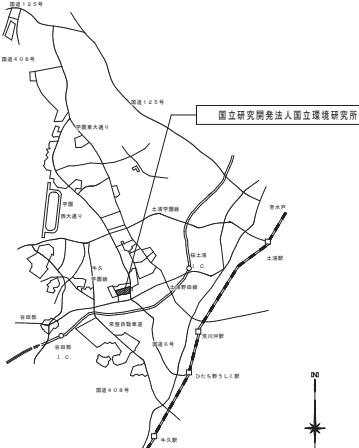
8. その他

大口ガス供給取引に係わる取り決めは多岐にわたるため、本仕様書に記載なき事項については、受注者が定める約款の規定によるものとする。

（別添図）2026年度 構内ガスメーター配置図

案内図 (No Scale)

構内配置図 1/2, 50



様式別一覧表	
番号	様式名
(1)	研究会型Ⅰ(旧研究会第1種)
(2)	管理様
(3)	共通段段様
(4)	ワクランショット
(5)	ビンセント
(6)	電報書・分室書
(7)	電報書・ゴリワーキ
(8)	電報書・電報書
(9)	印木録・印鑑・印鑑室
(10)	印鑑室
(11)	俳風圖鑑
(12)	生物標本説明実験施設(植物実験施設)
(13)	脱水器置場
(14)	衛生実験室・衛生その他の施設
(15)	空気・空場
(16)	ポンプ室
(17)	動物実験室
(18)	大気汚染学実験室
(19)	ガス炉室
(20)	水道・排水実験施設
(21)	排水・排水実験施設
(22)	中動機室
(23)	研究会型Ⅰ(旧研究会第2種)
(24)	算・算
(25)	守衛所
(26)	運動場兼農芸
(27)	自転車置場
(28)	農業機具
(29)	土壤置場
(30)	道・室
(31)	土壤実験室
(32)	大気汚染実験室
(33)	特殊計量室
(34)	特殊計量室(増設部)
(35)	ガラスモーター室
(36)	ボンベ室
(37)	粪便室
(38)	生態系研究ワールドⅠ
(39)	管理分室
(40)	一般衛生室・水理施設室
(41)	大気汚染実験室
(42)	ガラス室温室備室
(43)	倉庫
(44)	研究会室Ⅱ(旧会議室)
(45)	動物2種
(46)	アクリア・フリースペース
(47)	危険物庫
(48)	供御炉室
(49)	タンク室・通風
(50)	生物標本保存室(植物物2)
(51)	生物標本保存室(植物物2)
(52)	黒室
(53)	理生保存室(2)
(54)	大気汚染実験室
(55)	研究会室Ⅰ
(56)	ディーゼルエンジン修氣発生装置
(57)	理造造子学実験室
(58)	(旧)理造造子工実験室
(59)	特別実験室
(60)	理地ホルム酸合研究室
(61)	地盤基礎研究室
(62)	地盤温度研究室(増設部)
(63)	衛生実験室・研究室
(64)	理生植物実験室
(65)	コルク室
(66)	柴草置場・ボルト落成監理場・倉庫
(67)	理試料1号ムカヅル様
(68)	鳥飼飼室
(69)	アノゾイ子室温室監督実験室
(70)	エコフィールド・ボルト倉庫
(71)	野鳥動物疫疾施設
(72)	倉庫
(73)	汚水系系管管

番号	様名	番号	様名	番号	様名
(-)	研究第1種	(-)	土壌試験機	(-)	地盤透水化研究機
(-)	管理機	(-)	大地物理試験機	(-)	地盤透水化研究機(振型)
(-)	共用設備機	(-)	特種計測機	(-)	地盤・透水性物質研究機
(-)	ワッシャーランド	(-)	特種計測機(振型)	(-)	理現生物試験機
(-)	電動車・自転車	(-)	電動車	(-)	理現生物試験機
(-)	電動車・自転車	(-)	ポンチ	(-)	便器構造・ボルト座屈試験機・倉庫
(-)	電動車・自転車	(-)	土壌堆積	(-)	便器構造・ボルト座屈試験機・倉庫
(-)	別室・書類・墨書き室	(-)	生物系野外監視管理機	(-)	透水性材料ダイムスプロセス機
(-)	鉛筆・鉛筆	(-)	管路分析機	(-)	便器構造・ボルト座屈試験機
(-)	鉛筆・鉛筆	(-)	一般実験室水理施設	(-)	ナ・粒子堆積影響実験施設
(-)	鉛筆・鉛筆	(-)	多項目実験	(-)	エコフィールドドボク倉庫
(-)	鉛筆・鉛筆	(-)	ガラス道面試験機	(-)	野生動物の疫疾防治
(-)	鉛筆・鉛筆	(-)	倉庫	(-)	倉庫
(-)	鉛筆・鉛筆	(-)	会議室	(-)	液体供給系保管庫
(-)	鉛筆・鉛筆	(-)	会議室	(-)	電算機・執務機
(-)	空室	(-)	勤務実験機	(-)	()
(-)	空室	(-)	アフリカリースペース	(-)	()
(-)	ボンズ庫	(-)	危険物貯蔵室	(-)	()
(-)	勤務実験機	(-)	便器試験室	(-)	()
(-)	大気化学試験機	(-)	スラグ貯蔵場	(-)	()
(-)	大気化学試験機	(-)	植物2種類実験機	(-)	()
(-)	大気化学試験機	(-)	植物3種類実験機	(-)	()
(-)	大気化学試験機	(-)	透水性	(-)	()
(-)	大気化学試験機	(-)	系統微生物機1	(-)	()
(-)	大気化学試験機	(-)	大気・異常雲実験	(-)	()
(-)	研究室2種	(-)	系統微生物機2	(-)	()
(-)	農業	(-)	系統微生物機3	(-)	()
(-)	守衛室	(-)	系統微生物機4	(-)	()
(-)	透水性	(-)	電子エイゼンジン排水性実験機	(-)	()
(-)	透水性	(-)	理現透水性工事実験機	(-)	()
(-)	透水性	(-)	研究室本館(2階・共同実験室2種)	(-)	()
(-)	土壌試験機	(-)	特別実験室	(-)	()
(-)	透水性	(-)	理現ホルム酸浴槽	(-)	()
(-)	透水性	(-)	理現ホルム酸浴槽	NP50	21327072

NP50 212707214
NS50 242707204
R100EDX 64130

